

第6次横須賀市男女共同プラン事業一覧（案）

目標1 ジェンダー平等推進と多様な性を尊重する環境づくり

施策の方向性1 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する理解・意識づくり

施策1 市役所における理解促進・意識啓発

No	5次	事業	関係部局
1	04-1	市の実施事業における配慮 市の事業実施の際には、ジェンダー平等推進と多様な性の尊重の視点を持って取り組みます。	市長室
2	17-1	市職員に対する研修等の実施 市職員に対するジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する研修等を継続的に行います。	市長室 総務部
3	追加	広報・出版物等における表現の配慮 市から情報発信する刊行物・ホームページ等で言葉やイラスト等を、ジェンダー平等推進と多様な性の尊重の視点から望ましい表現にします。	市長室 経営企画部
4	追加	申請書等における性別欄の見直し 各課が所管する申請書等のうち、性別情報の必要性がないものは性別欄を削除するほか、削除できないものについても記載方法の変更等により配慮します。	市長室

施策2 市民に対する理解促進・意識啓発

No	5次	事業	関係部局
5	14-1	各種講座等の開催 ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進、多様な性などをテーマに講座・講演会等による意識啓発や情報提供を行います。	市長室 地域支援部
6	14-2	生涯学習講座等の開催 生涯学習の推進にあたり、ジェンダー平等推進と多様な性の尊重にも留意した学習情報や講座・講演会等の学習機会の提供を行います。	教育委員会
7	15-1	市民協働による啓発事業の推進 啓発事業の企画や編集を市民協働で行います。また、自主計画事業を後援することでジェンダー平等と多様な性の尊重を推進します。	市長室
8	16-1	広報紙（NEW WAVE）の発行 ジェンダー平等、ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍、多様な性に関する市の取り組みなど、広く情報提供・意識啓発を行います。	市長室
9	21-2	パネル展示やリーフレットの配布による啓発 性的マイノリティ（LGBTQ 等）への偏見や差別の解消のため、当事者からのメッセージや啓発ポスターの展示、リーフレットの配布により市民への理解を促進します。	市長室
10	18-2	デュオよこすか登録団体等との協働による講座の開催 デュオよこすか登録団体等とデュオよこすかを会場として講座を開催します。	市長室

施策3 学校教育に対する理解促進・意識啓発

No	5次	事業	関係部局
11	32-1	中学生を対象とした啓発冊子の配布 中学生を対象に、ジェンダー平等やデータDV、インターネットの危険性、多様な性に関する啓発冊子を配布し、授業での活用を促進します。	市長室
12	32-2	広報紙（NEW WAVE）による意識啓発 保育園、幼稚園、小・中学校等に対し、広報紙（NEW WAVE）を活用した継続的な情報提供や意識啓発を行います。	市長室
13	21-1	相談員等を対象とした研修会の開催 ジェンダー平等と多様な性への理解を促進するため、相談員や保育士等を対象に研修会を実施します。	市長室
14	33-1	教職員に対する意識啓発 ジェンダー平等と多様な性の尊重を含めた人権を尊重する意識を児童・生徒が学べるよう、教職員に対し研修を行います。	教育委員会

施策4 事業者等に対する理解促進・意識啓発

No	5次	事業	関係部局
15	03-1	事業者等に対するジェンダー平等推進と多様な性への理解促進 市の入札等に参加する事業者や指定管理者における次世代の育成や女性の活躍推進、多様な性の理解促進に向けた取り組みを評価します。	総務部 財務部
16	32-2	事業者等に対する意識啓発 事業所等に対し、広報紙（NEW WAVE）を活用した継続的な情報提供や事業所等への研修を実施し、意識啓発を行います。	市長室

施策5 ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する情報収集と提供

No	5次	事業	関係部局
17	18-1	デュオよこすかの運営 デュオよこすかにおいて、ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する資料や書籍の収集・提供をすることにより市内のジェンダー平等と多様な性の尊重を推進します。	市長室
18	19-1	ジェンダー平等推進と多様な性の尊重に関する調査の実施 市民意識や実態に関する調査を実施し、各種統計情報の収集・分析を行い、施策の展開に活用していきます。	市長室

施策の方向性2 性的マイノリティ（LGBTQ+）への支援

施策6 性的マイノリティ（LGBTQ+）に対する支援

No	5次	事業	関係部局
19	22-1	相談事業の実施 性的マイノリティ（LGBTQ+）の不安や悩みに対応するための相談を実施することにより、当事者の孤立を防ぐ取り組みを進めます。	市長室
20	22-2	当事者や家族、先生、支援者などの交流会への支援 同性が好き、性別に違和感があるなど、LGBTQ+の方（自分がそうかも？と思っている方）や家族、先生、支援者などの方に対する支援を行います。	健康部

No	5次	事業	関係部局
21	22-3	関係機関との連携強化 NP0 法人や当事者との意見交換会や庁内関係課との連絡会を開催することにより連携強化に努めます。	市長室
22	追加	パートナーシップ宣誓証明制度の実施 戸籍上の性別にとらわれず、お互いが大切なパートナーと思っている方々の誰もが、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、市が公に証明します。また、自治体間連携の拡大に取り組みます。	市長室
23	追加	避難所における配慮 災害時の避難所運営等において、性的マイノリティ（LGBTQ+）の方々にも配慮した運営となるよう避難所運営委員会等に対して啓発を行います。	市長室

目標2 全ての人が活躍できる環境づくり

施策の方向性3 女性の活躍推進・参画促進

施策7 女性の活躍に向けた支援

No	5次	事業	関係部局
24	05-1	起業を目指す人への支援 起業を目指す人に対し、起業の方法や支援制度について情報提供します。	市長室 経済部
25	06-1	就業・再就職・キャリアアップを目指す人への支援 就業・再就職・キャリアアップを目指す人に対し、セミナーや相談窓口を通じて情報提供します。	市長室 経済部
26	07-1	女性が市役所試験に受験するための取り組みの実施 採用試験受験者の女性割合を高めていきます。	総務部 消防局
27	07-2	市役所における女性職員のキャリアデザインの機会創出 経験年数や役職の段階に応じて、女性職員の活躍をサポートします。	市長室 総務部

施策8 政策・方針決定過程への女性の参画促進

No	5次	事業	関係部局
28	01-1	審議会等への積極的な女性の参画促進 審議会等において男女が均衡のとれた構成比で議論し意見が反映できるよう、推薦母体となっている団体等へ女性委員の推薦を働きかけます。	総務部 市長室
29	02-1	審議会等における実態調査の実施 審議会等における女性登用などの現状について調査します。	総務部
30	01-2	地方防災会議における女性委員の参画促進 防災会議において女性の視点が反映されるよう、女性委員の参画を進めます。	市長室
31	31-1	自主防災組織への女性の参画促進 災害時の避難所運営等において、多様なニーズに配慮した運営となるよう避難所運営委員会における女性委員の積極的登用や啓発を行います。	市長室

施策の方向性4 ワーク・ライフ・バランス等の推進

施策9 ワーク・ライフ・バランスと健康経営の実現に向けた支援

No	5次	事業	関係部局
32	10-1	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 育児休業制度の利用促進や働き方の見直し等の情報提供・啓発を関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。	市長室
33	10-2	事業者等のワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介 市内でワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組む事業所等の情報収集・提供に努めます。	市長室
34	11-1	市役所の時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み 市役所の各部局で執行体制の見直しや効率的な事務の執行に努め、全庁的な取り組みとして、時間外勤務時間の縮減、育児・介護休業等の取得を進めます。	総務部
35	11-2	市役所におけるテレワークの円滑な運用 時間的制約のある職員が働きやすい環境づくりを推進します。	総務部
36	11-3	市職員に対する意識啓発 市職員向けにワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備等に関する意識啓発・情報提供を行います。	市長室
37	追加	事業者等における健康経営の推進に関する啓発 健康経営の制度に関する認知度を高め、健康経営を通じて性差も考慮した健康課題に対する取組みを行うことにより、働きやすい環境整備を進めるよう事業所等への啓発を推進します。	市長室

施策10 男性の家庭や子育てへの参画促進

No	5次	事業	関係部局
38	12-2	男性向けのジェンダー平等をテーマとした講座の開催 ワーク・ライフ・バランスを図りながら、共に家庭や子育てに参画できるよう、男性の家事・育児・介護等に関する講座の実施や情報提供を行います。	市長室 地域支援部
39	13-1	「子育てガイド」による情報提供 子育てに関する情報やヒントなどを紹介するガイドブックの中に、父親の育児参加に焦点を当てたトピックを盛り込み、情報提供します。	福祉こども部 健康部
40	13-2	「お父さんのための子育て応援講座」の開催 講座の中で情報交換のための交流会を行うなど、父親の子育て参画を応援します。	福祉こども部

施策の方向性5 子育て・介護の環境整備

施策11 子育て支援の充実

No	5次	事業	関係部局
41	24-1	家庭等における子育て支援の充実 地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや「子育て支援センター愛らんど」、保育所等で子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報提供を行います。	福祉こども部
42	25-1	幼児期の教育・保育の充実 保育所等の定員拡充や認定こども園への移行促進に取り組み、さまざまな教育・保育ニーズに対応します。	福祉こども部
43	26-1	全児童を対象とした居場所の充実 放課後子ども教室、青少年の家の運営等を行うことにより居場所の確保に努めます。	福祉こども部
44	26-2	留守家庭児童を対象とした居場所の充実 放課後児童クラブに対する助成や指導員の研修を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。	福祉こども部

施策12 介護の相談支援の充実

No	5次	事業	関係部局
45	27-1	介護に関する相談窓口の充実 市役所や地域包括支援センターにおける相談など、介護する人への相談支援を行います。	福祉こども部
46	28-1	「認知症高齢者介護者の集い」の開催 認知症高齢者等を介護する家族を対象に、介護者同士の情報交換や支え合いへの支援を行います。	福祉こども部
47	28-2	「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施 高齢者や介護に携わっている家族を対象に、臨床心理士が相談に応じます。	福祉こども部
48	28-3	認知症オレンジパートナー養成講座の開催 認知症の本人や家族を支援するために必要な知識を学ぶオレンジパートナー養成講座を開催します。また、講座修了者が「若年性認知症のつどい」に参加することを促し支援していきます。	福祉こども部

目標3 生涯を通じて健康に暮らせる環境づくり

施策の方向性6 健康支援の推進

施策13 生涯を通じた健康支援

No	5次	事業	関係部局
49	08-1	健康相談 健康づくりのための講座の実施や、健康に関する相談を保健師・管理栄養士等が個別に応じ、必要な指導、助言を行います。	健康部
50	08-1	女性健康支援相談事業 思春期から周産期を中心とした女性の各ライフステージに応じた悩みに関する相談やセミナーを実施し、健康支援を行います。	健康部
51	09-1	がん対策推進事業 がんの予防や早期発見により、QOLの向上や健康寿命の延伸が期待できるため、各種がん検診を行います。	健康部
52	追加	多様な性に関する医療機関への周知啓発 医療機関受診の際の不安軽減のため、多様な性の理解やパートナーシップ宣誓証明制度について、医療機関に周知啓発を行います。	市長室

施策14 性と生殖の健康・権利の尊重（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

No	5次	事業	関係部局
53	追加	プレコンセプションケアに関する啓発 生涯を通じた健康づくりを推進するため、若い世代の健康増進や将来の妊娠・出産のための健康管理等を目的として、性別に関係なくプレコンセプションケアの普及啓発を行います。	健康部
54	追加	健康教育の充実 学童・思春期における心身の変化や健康教育に関する事項等について、普及啓発を実施するとともに、相談体制を整備します。	教育委員会
55	08-2	不妊・不育専門相談センター 女性が安心して子どもを産み育てられるよう、相談事業の実施によりサポートします。	健康部
56	23-2	「プレママ・プレパパ教室」の開催 妊婦とその配偶者等を対象に、健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供します。	健康部

目標4 全ての人が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向性7 様々な困難を抱える人への支援

施策15 女性のための相談支援の充実

No	5次	事業	関係部局
57	20-1	デュオよこすか「女性のための相談室」 女性が抱える一般的な悩みには女性相談員が対応し、法律上の悩みについては女性弁護士が対応します。	市長室
58	20-2	相談体制の充実 相談者が安心して相談できるような体制を確保するとともに、相談員の知識の向上を図り、研さんに努めます。	市長室

施策16 ひとり親家庭への支援の充実

No	5次	事業	関係部局
59	29-1	ひとり親家庭の親を対象とした就労相談 母子・父子自立支援員や就労相談員が、ひとり親家庭の親の就労に関する相談に応じます。	こども家庭支援センター
60	29-2	ひとり親家庭の親を対象とした就労支援 就労支援として、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等の支給やパソコン講座を実施します。	こども家庭支援センター
61	30-1	ひとり親家庭の仲間づくりの推進 ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、交流会を開催するなど地域のつながりや仲間づくりを推進します。	こども家庭支援センター

施策17 困難な問題を抱える人への相談支援の充実

No	5次	事業	関係部局
62	追加	障害者相談支援 障害があることに加え、女性や性的マイノリティ（LGBTQ+）であることで更に複合的な困難な状況に置かれている場合もあることから、ジェンダーの視点に立った相談事業を継続していきます。	福祉こども部
63	追加	外国人相談支援 外国人であることに加え、女性や性的マイノリティ（LGBTQ+）であることで更に複合的な困難な状況に置かれている場合もあることから、ジェンダーの視点に立った相談事業を継続していきます。	市長室
64	追加	ヤングケアラー支援の推進 ヤングケアラーの内容や相談窓口について周知啓発し、福祉、地域の担い手、教育関係者等と連携し適切な支援につなげます。	こども家庭支援センター
65	追加	犯罪被害者等の相談支援の充実 犯罪被害により生じる様々な問題についての情報提供や、犯罪被害者等からの相談に応じ、有資格者によるカウンセリングや弁護士による法律相談等の支援を行います。	地域支援部

目標5 性別等に基づく暴力のない環境づくり

施策の方向性8 性別等に基づく暴力の予防と根絶

施策18 性別等に基づく暴力の防止に関する啓発

No	5次	事業	関係部局
66	34-1	性別等に基づく暴力防止に関する意識啓発 DV 防止啓発リーフレット等の配架による情報提供や「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせた取り組みにより、暴力は人権侵害であるという意識を啓発します。	市長室 こども家庭支援センター
67	34-2	デートDV防止に関する意識啓発 学校を対象にしたデートDV講演会の開催や啓発パンフレット等の配布により、若年層を含めた市民に広く暴力を容認しない意識の醸成を図ります。	市長室 こども家庭支援センター
68	追加	子ども・若者に対する暴力の防止に関する意識啓発 【こども家庭支援センターと調整中】	こども家庭支援センター

施策19 性別等に基づく暴力に対する相談支援の充実

No	5次	事業	関係部局
69	35-1	性別等に基づく暴力の相談窓口の周知 被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるよう、DV相談窓口案内カードやリーフレット、広報紙などにより相談窓口の周知を図ります。	市長室 こども家庭支援センター
70	37-1	安全・安心な相談窓口の確保 被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密の保持に配慮した相談環境の確保に努めます。	こども家庭支援センター
71	37-2	相談員の研修等の充実 研修会や会議に参加することで、相談員の知識や技術力の向上を図り、相談事業の質を高めます。	こども家庭支援センター
72	38-1	被害者（子どもを含む）の安全確保と、自立に向けた支援 被害者（子どもを含む）の精神的負担を軽減し、具体的な解決につなげるための自立に向けた支援を行います。	こども家庭支援センター
73	39-1	関係機関との連携強化 ジェンダーに基づく暴力（DV 等）と関わりのある府内関係課との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることにより支援の充実を図ります。	こども家庭支援センター

施策20 様々なハラスメントの防止対策の推進

No	5次	事業	関係部局
74	36-1	性別等による人権侵害の申出制度 男女共同参画及び多様な性に関する専門委員が「性別による人権侵害の申出制度」に基づき相談を受け、解決に向けた支援を行います。	市長室
75	36-2	働く人の相談窓口 産業振興財団における「働く人の相談窓口」で相談を受け、解決に向けた支援を行います。	経済部
76	36-3	市職員・教職員を対象とした意識啓発 会社・学校・地域など、さまざまな状況で起こり得るハラスメントについて正しく理解し、被害者にも加害者にもならないよう啓発します。	市長室 総務部 教育委員会